

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第431号 平成24年11月8日

孤立死を防ぐために

今年の1月、札幌市内で40代の姉妹が孤立死しているのが発見されたという事件は、まだ記憶に新しいところだと思います。

警察によると、姉は病死、知的障がいのある妹は凍死だったそうです。妹は昨年12月20日夜、携帯電話に「111」の発信履歴を残していたといえます。きっと110番や119番に助けを求めようとしたのでしょう。しかし、彼女に救いの手は届きませんでした。ガスは11月末に、電気は1月初め頃に止められていたといえますから、どんなにか不安で心細く、辛い状態だったか、考えるだけでも胸が痛みます。

しかも、医療制度や福祉制度などが充実しているという我が国において、札幌市の事件以降も各地で孤立死や孤独死が相次いで発生している事は、誠に残念であり、虚しささえ感じてしまいます。

こうした中、熊本県や大阪府の豊中市など各地では、孤立死や孤独死を防止するための取り組みが始まっており、北海道においても去る10月22日、道と札幌市、電気・ガス事業者が一堂に会し、高齢者や障がい者らの孤立死を防ぐための検討会議が開かれ、支援が必要な人の情報について本人の同意を得た上で事業者を提供していくことが決められました。

この結果、生活保護などについて相談しているものの、まだ福祉支援の対象になっていない一人暮らしの住民で、見守りが必要だと判断された方の情報がガスや電気などの事業者に対し提供され、これを受けた各事業者は、ガスや電気などのサービスを停止する際には、市町村に対して事前通知する事になります。

更に道では、福祉援護課を中心に年内に全道規模の連携組織を発足させ、協力態勢をスタートさせるとしています。

札幌市における姉妹孤立死の場合は、マンションの管理会社からの通報で発見され、また、埼玉県の入間市ではヤクルトの女性配達員が2回連続して応答がない配達先を不審に思い警察に通報した結果、最悪の事態を回避する事が出来たなど、事業者による情報提供は非常に重要、かつ、効果があると考えられます。しかし現実には、事業者からの情報提供は必ずしも積極的に行われている訳ではありません。

顧客に関する情報提供に関して、事業者からは「料金の滞納者が即生活困窮者と

はいえ、顧客の状況を把握するのは難しい」、「プライバシーの問題上、生活が困窮しているかどうか把握するのは困難」といった声があります。特に、個人情報保護法が、顧客の同意なしに個人データの提供を制限している事から、顧客とのトラブルを恐れ、情報の提供には慎重にならざるを得ないというところでしょうか。

関係省庁からは、個人情報保護法に関して過剰反応が見られるとして、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報保護の適用外になることや、人の生命・身体を保護するため関係者間での個人情報の共有などについて各自治体や事業者に対し通知がなされていますが、そうした考え方が十分浸透しているようには見えません。

道における今回の検討会議においては、情報提供は対象者の同意書を作成することで事業者側も同意したとされています。これは、見守り態勢を充実し、孤立死を防ぐという意味で一歩前進といえますが、対象者の同意書を条件とした場合には、同意書が得られない方については、見守りの対象から抜け落ちてしまいかねません。

それを自己責任で済ます訳にはいかないでしょう。何故なら、既に孤立して生活して来た方には、他者とのコミュニケーションが苦手、あるいは嫌う人も少なくありません。そういう意味では、本人の同意がなくても最低限の情報提供がなされるような協力体制が必要だと思います。

事業者側からすると、情報提供に伴い、顧客とのトラブルなど新たな負担が生じる事を懸念しているのかも知れませんが、情報提供後の対応は全て市町村が行うようシステムを整備する事により、事業者の不安を解消する事は可能ではないかと考えられます。

少なくとも、孤立死が大きな社会問題となっている今、事業者が電気やガス、水道などライフラインを止めるような場合、予め市町村にその事実だけを通知する事に、特段の問題があるようには思えませんし、むしろ積極的に対応していただく事を期待したいと思います。（塾頭：吉田 洋一）